

独立行政法人雇用・能力開発機構法案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、独立行政法人雇用・能力開発機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるところを目的とするものとする。 (第一条関係)

二 名称

この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人雇用・能力開発機構とするものとする。 (第二条関係)

三 機構の目的

独立行政法人雇用・能力開発機構(以下「機構」という。)は、労働者の有する能力の有効な発揮及び職業生活の充実を図るため、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行うとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことにより、良好な雇用の機会の創出その他の雇用開発、職業能力の開発及び向上並びに勤労者の生活の安定を図り、もって労働者の

雇用の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与することを目的とするものとする。 (第三条関係)

四 事務所

機構は、主たる事務所を神奈川県に置くものとする。 (第四条関係)

五 資本金

機構の資本金に関する所要の規定を設けるものとする。 (第五条関係)

第二 役員及び職員

一 役員

機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置くこととともに、理事五人以内を置くことができるものとする。 (第六条関係)

二 役員の任期

理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とするものとする。 (第八条関係)

三 その他

役員の職務及び権限、役員及び職員の秘密保持義務等その他所要の規定を設けるものとする。 ()

第七条、第九条及び第十条関係)

第三 業務等

一 業務の範囲

1 機構は、第一の三の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。 (第十一条第一項及び

第三項関係)

(1) 労働者の就職、雇入れ、配置等についての相談、情報の提供その他の援助を体系的に行うための施設の設置及び運営を行うこと。

(2) 厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者が就職するために必要な資金の貸付けその他の援助を行うこと。

(3) 雇用対策法第十五条の規定に基づいて職業安定機関が労働者の雇入れ又は配置その他の雇用に関する事項につき事業主に対して行う援助について必要な協力を行うこと。

(4) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第九条第一項各号に掲げる事業を行うこと。

(5) 建設業の事業主及びその雇用する労働者に対して、労働者の雇入れ、配置その他の雇用管理に関

- し必要な知識を習得させるための研修を行い、及び雇用管理の改善について助言すること。
- (6) 地域雇用開発促進法第十二条第一項及び第十七条第一項第二号並びに中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第七条第一項各号に掲げる事業を行うこと。
- (7) 職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営、職業能力開発促進法第十五条の六第一項ただし書に規定する職業訓練の実施並びに事業主その他のもの行う職業訓練の援助を行うこと。
- (8) 公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練等を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと並びに厚生労働省令で定める理由により職業訓練等を受けることが困難な者が当該職業訓練等を受けるために必要な資金の貸付けを行うこと。
- (9) 労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上についての事業主、労働者その他の関係者に対する相談その他の援助並びにその雇用する労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助を行う事業主に対する職業能力開発促進法第十五

条の三に規定する必要な助成を行うこと。

(10) 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第三十二条各号に掲げる業務を行うこと。

(11) 勤労者財産形成促進法第八条の二各号に掲げる業務及び同法第十四条の三に掲げる事業を行うこと。

(12) 勤労者財産形成促進法第九条第一項各号及び第十条の三第一項各号に掲げる業務を行うこと。

(13) (1) から (12) までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、1の業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて、1の(1)又は(7)に掲げる施設を利用して、公共職業能力開発施設を行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行うことができるものとする。 (第十一条第五項関係)

3 (1)の(7)に掲げる業務のうち安定した職業に就いている労働者に対して行う職業訓練は、真に高度なものであつて地方公共団体が運営する公共職業能力開発施設又は民間の主体が運営する職業に関する教育訓練施設にゆだねることができないものについて行うものとする。 (第十一条第六項関係)

二 区分経理

機構は、一の1の11及び12に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならないものとする。 （第十三条関係）

三 積立金の処分

機構の積立金の処分について所要の規定を設けるものとする。 （第十四条関係）

四 借入金及び雇用・能力開発債券

機構は、一の1の12に掲げる業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は雇用・能力開発債券を発行することができるものとともに、借入金及び雇用・能力開発債券に関する所要の規定を設けるものとする。 （第十五条及び第十六条関係）

第四 緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求

厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、労働者の雇入れの促進等又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第三の一の1の3及び6に掲げる業務並びに求職者に対する職業訓練に関し必要な措置をとること

を求めることができるものとする。 (第十七条第一項関係)

第五 その他

その他機構に関し所要の規定の整備を行うものとする。

第六 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、五及び六については平成十六年三月一日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 雇用・能力開発機構法の一部改正

雇用・能力開発機構は、移転就職者のための宿舎及び労働者のための福祉施設について、これらの譲渡業務に加え、これらを出資し又は廃止する業務を行うものとする。 (附則第二条関係)

三 雇用・能力開発機構の解散等

雇用・能力開発機構は、機構の成立の時に於いて解散するものとともに、その権利及び義務の承継等に関する所要の規定を設けるものとする。 (附則第三条及び第五条関係)

四 業務の特例等

機構は、第三の一の業務のほか、暫定的に所要の業務を行うものとともに、これらの業務の実施に伴う所要の規定を設けるものとする。 (附則第四条関係)

五 雇用・能力開発機構法の廃止

雇用・能力開発機構法は廃止するものとともに、それに伴う所要の経過措置を整備するものとする。 (附則第六条から第十条まで関係)

六 関係法律の整備

関係法律の規定の整備を行うものとする。 (附則第十一条から第三十四条まで関係)